

明治初期岡山の種痘活動(救助種痘)関連の新出史料

松村 紀明

帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科/順天堂大学医学部医史学研究室

本稿で紹介するのは、明治初期の岡山県における無謝金の種痘活動である「救助種痘」に関係する手紙とハガキ、それぞれ1通であり、いずれも岡山県郷土郵便史研究会会長の近友勝彦氏所蔵である。

まず手紙(史料1)について説明する。これは8月22日に幕末～明治初期の岡山の医師・難波立憲(経直)が岡山県邑久郡飯井村の医師・額田一中に宛てたものである。一中は経直の父・難波抱節に医術を学んでおり、孫の豊・晉兄弟は東邦大学の設立者である。立憲はこの手紙のなかで、県内の別の医師・原道夫への手紙の一部も引用しながら、明治初期の岡山県における無謝金の種痘活動である「救助種痘」の願書を岡山県庁へ提出した際の顛末の一部を書いている。

封筒の消印や文中には何年であるかの記載はないが、明治9年1月の『救助種痘普及度御願』の存在(中島医家資料館蔵)と、邑久郡の在村医・中島友玄による『種痘諸事留』(同資料館蔵)の明治9年の部分に、「難波立憲、去去年ヨリ救助種痘施行イタシ、今年ハ医家大半協議ニテ願書差出ス、依テ三月、予モ亦願書差出ス」との記述があることにより、明治9年の8月22日と推測できる。

この手紙に記載されている事項は、時系列順に次の通りである。

7月17日に救助種痘の件で(岡山県に)上申したこと、(同県)衛生科の指示により25日に再願書を提出したこと、8月13日に指令を受けたこと(救助種痘公認か?)、14日に立憲が高崎県令と面会したこと、19日に御野郡の救助種痘医20名の代表に出頭するように通達がきたこと、翌20日に代表の木村が出頭し褒賞を受けたこととそれが

(彼らにとって)意外であったこと、救助種痘を妨害する輩がいたこと、御野郡をはじめとして(県内に)210余名の種痘医がいたこと、褒賞の際に氏名の漏れや種痘医の鑑札に「救助」の文字が落ちているものがあったこと、などである。

拙論(「明治種痘の研究―補完する種痘積善社と対立する種痘勸善社―」)で明らかにしたように、明治6年9月から翌7年3月までの立憲と県庁の種痘免許に関する激しいやり取りがあったこと、明治9年1月の立憲の願書(前述)の存在は既に判明しており、「救助種痘」の開始期のことは間接的には分かっていた。この手紙は、この立憲と県庁の激しい対立状態から岡山全县に渉る種痘活動・救助種痘(のちの種痘勸善社)の開始期までの間の状況を、より明確にするものといえよう。

すなわち、少なくとも明治9年1月から7月まで救助種痘活動を公認するように何度も願書が出されていること、8月に至ってようやくそれが受理されたこと、この活動が県庁などに必ずしも好意的に受け取られていたわけではなかったこと、活動開始直後に既に「210余名」の種痘医が参加しておりその後の『種痘伝習録』巻末の種痘医の名簿や明治17年の種痘勸善社の解散時の記録(250余名)と大きな人数の変動がない活動であったことが明らかになった。

つぎにハガキ(史料2)について説明する。これは、明治9年10月14日に難波立憲(経直)が大坂府唐物町四丁目の浅井吉兵衛に宛てたものである。浅井吉兵衛は幕末から明治初期にかけて大阪・心齋橋筋唐物町で多くの書籍の出版を手掛けた人物である。

立憲は明治9年1月に種痘入門書『種痘伝習録』

を著しているが、この時の「著書并出版人」は難波立愿となっている(国会図書館蔵本, 中島医家資料館蔵本を確認)。これに対して、同書の明治9年10月版(津山洋学資料館寄託山田家所蔵資料本)と明治14年1月版(国会図書館蔵本)は、「著述 出版人」の難波立愿と並んで「製本所 発行書肆」の浅井吉兵衛の名が記されている。そして、吉兵衛が関わった明治9年10月版には同年1月版にない180名の「救助種痘医名簿」が、明治14年1月版には196名の「種痘勸善社同盟医員名簿」が追記されているのである(木下浩「医師用の種痘入門書—難波経直『種痘伝習録』『天然痘との闘いⅡ 西日本の種痘』」。

このハガキに記載されている事実は、吉兵衛に対して立愿が「救助醫名簿」に間違いがないように念を入れていることのみである。しかしながら、以上の『種痘伝習録』に関する事実と前述の手紙(史料1)の内容とを考え併せると、直前の明治9年8月に県から公認された救助種痘をさらに既成事実化するために、着々と立愿が手を打っていたことを明らかにするものといえよう。

拙論で指摘したとおり、明治初期の種痘は地域によって差はあるものの、それぞれの地域の種痘医たちが大きな役割を担っていた。これらの史料はその実態を明らかにする一助になると考え、ここにこれらの全文を翻刻紹介する。

史料1(手紙)

《封皮表面》

邑久郡 飯井村

額田一中様 難波立愿

大至急

《封皮裏面》

岡山県天瀬 三百五十五番地

土師村郵便取扱所ヨリ早速御届ケ御依頼ニ及候
八月二十二日午後封

税参式飯井村迄済

《第一葉》

答原道夫

本年七月十七日上申候救助種痘事件願書ノ儀ニ付
衛生科御尋問其指揮ニ依リ同月二十五日再願書并
伺書上申置候處本月十三日御指令下賜フ翌十四日
立愿御廳ニ出頭高崎令公ニ面謁ヲ乞フ即時謁見ヲ
賜フ立愿微表言上令公亦御示諭退テ日後ノ御處分
ヲ謹テ目ヲ拭フテ仰俟ツ折カラ御札到来披見候得
凡前文之趣故御報延引一昨十九日御野郡救助種痘
醫二十名江御用有之候條禮服用爲總代一人出頭
候様御達ニ相成昨二十日午前十時木村新ニ爲總代
御廳江出頭候處其方儀種痘術ニカヲ盡シ普及ヲ要
シ其業ニ在テ無謝儀ニテ救助種痘施行候段奇特ノ
至ニ候事ト御褒賞ノ命ヲ賜フ同志醫員實ニ意外ニ
出ツ誰レカ感憤奮勵セザランヤ世上救助ヲ排斥シ
妨害スルノ輩モ亦減少スベシト推察候ナリ御廳ノ
御處分如此ノ上ハ救助種痘ノ事件ヲ彼我交互ニ是
非曲直ヲ私議スベキニアラズ若必ス無根ノ説ト有
根ノ論トヲ明了辯駁ヲ要セントセバ反テ御廳之御
指令ヲ遵奉セズ御賞詞ヲ蔑如スルノ御譴責ヲ招カ
ンコト恐ル

《第二葉》

足下以爲何如何卒今後其御配下ニ於テ無謝金救助
種痘普行上一段御注意人民江御懇諭被下度此段御
依頼ニ及置候也

右八月十四日来翰ニ同月二十一日ノ答書ナリ御一
見被下候得バ大意御了知可被下ト奉察候御野郡ヲ
始トシテ追々御管内二百十余名ノ御同志御賞美ニ
相成可申候十四日面謁ノ特大分巖敷言上仕置候万
一御賞詞落ニ相成ル御同志有之候得バ御申越可被
下既ニ御野郡ニテ二名落ニ相成今日令公ニ御直ニ
申立置候先般御渡ノ御鑑札サヘ救助二字カ入落沢
山有之衛生科ノ粗手ナリ書外拜眉之節可申述紙筆
難尽御座候同志諸君ヘ宜敷奉煩、過日者御尋訪被

下何ノ風情モ無之失敬耳御免奉候候
早々以上

八月二十二日 立愿 拜
額田一中 様

史料2（ハガキ）

《表》

大坂府唐物町四丁目
浅井吉兵衛 様
難波立愿
至急

《裏》

救助醫名簿刻成之上
一應校正ニ御越可被下候也
刷上之比之上改正無之様ニト致
苦慮候以上九年十月
十四日午後五時

謝 辞

本稿の執筆にあたり、所蔵者の近友勝彦氏（岡山県郷土郵便史研究会会長）に閲覧の便を賜りました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。